日本共産党市会議員団

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
1	重点要望 1.　東日本大震災被災地への、市として継続的な支援活動をすすめること。	人・ふれあい部　危機管理室	被災県市町などと連絡をとり、引き続き、支援します。	重点　継続
2	2.　行政と住民、専門家の知恵を結集して、地域防災計画の見直しを行うこと。被害を最小限に抑えるため、防災事業をしっかりすすめること。公共施設の耐震化を早期に進めること。	人・ふれあい部　危機管理室 まち政策部　まちづくり指導課	「市地域防災計画」については、改訂を進めております。 公共施設の耐震化については、「市有建築物耐震化実施計画」に基づき、関係課と連携して取り組んでおります。	重点　継続
3	3.　原発即時ゼロを国にもとめること。再生可能な自然エネルギー推進のための施策を積極的に推進すること。	環境部　環境政策課	電力の安定的な供給が重要であり、国全体におけるエネルギー政策の観点から、慎重な検討を要します。 再生可能な自然エネルギーについては、費用対効果等を勘案し、検討しております。	重点　継続
4	4.　８月１４日の大雨による、かつてない浸水被害について、早期に検証を行い、公表すること。 新たな浸水防止計画を早期につくり、浸水解消への施策を積極的に進めること。	経営企画部　企画政策課 水道局　下水道室 （市長部局）	短時間豪雨の被害状況やその対応等を踏まえ、様々な視点から検証を行い、「平成24年8月14日の短時間豪雨による災害検証報告書」を取りまとめ、公表しております。 浸水対策については、内水ハザードマップの作成に向け、必要な基礎データとなる雨水管等の調査を平成25年度に実施してまいります。平成26年度以降、内水ハザードマップを作成するとともに、内水ハザードマップを活用した雨水整備計画の策定を進めてまいります。	重点　新規

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
5	5.　国民健康保険料、介護保険料を引き下げること。	市民生活部　保険事業室 保健福祉部　高齢介護室	国民健康保険料については、適正に保険料を賦課しております。 介護保険料の引下げについては、介護保険を取り巻く状況から、困難です。	重点　継続
6	6.　小児救急、産科の設置を関西医大香里病院に求めること。	保健福祉部　健康増進課	小児救急医療体制については、「大阪府保健医療計画」に基づき、北河内医療圏において、初期救急、二次救急及び高度救命救急の連携体制を確立しております。 産科については、総合周産期母子医療センターと連携し、医療体制を確保しております。	重点　継続
7	7.　子宮頸ガン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン予防接種を無料にすること。	保健福祉部　健康増進課	各ワクチン接種については、予防接種法に基づき平成25年度から定期接種を実施する予定です。	重点　継続
8	8.　認可保育所の新設をすすめ、保育所待機児童を解消すること。	保健福祉部　こども室	平成24年4月に民間保育所を1か所新設するとともに、入所定員を増やすなど、待機児童の解消に努めております。	重点　継続
9	9.　認定こども園については、行政としての公的責任をしっかりはたすこと。保護者・住民との合意を前提にすること。	保健福祉部　こども室 学校教育部　学務課	認定こども園については、引き続き、保護者や地域住民に対し、説明会の場を設け、話し合いを進めます。	重点　新規

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
10	10. 廃プラ処理施設による健康被害を解消すること。住民の健康調査を実施すること。	環境部　ごみ減量推進課	大阪地裁・高裁判決において、「2つの廃プラ施設からは、人の健康に影響を与える物質の排出は認められない。」と判断されており、本市も同じ見解であることから、廃プラ施設の操業を原因とする健康調査を実施する意向はございません。	重点　継続
11	11. ごみ処理施設の建て替えにあたっては、地元合意、市民合意をふまえること。	環境部　ごみ処理施設建設室	ごみ処理施設の建て替えについては、市民の理解が得られるよう努めております。	重点　継続
12	12. 産業振興条例を制定すること。中小商工業、農業振興のため事業を拡充すること。市独自の中小企業融資制度を創設すること。	市民生活部　産業振興室	「（仮称）市産業振興条例」については、平成25年4月施行に向けた取組を進めております。 中小企業の融資制度については、大阪府市町村連携型中小企業融資制度を実施しており、本市独自の融資制度は、審査等の点で困難であると考えております。	重点　変更
13	13. 住宅リフォーム助成制度を実施し、市内中小企業を支援すること。	市民生活部　産業振興室	住宅リフォーム助成制度については、個人財産に関わるリフォームを公的に補助することへの不公平性の観点に加え、地域経済への波及効果は不透明なことから、新たな制度の創設は考えておりません。	重点　変更
14	14. 新たな大型開発は行わないこと。東部地域の市街化調整区域を保全し、緑や自然の再生をはかること。	まち政策部　都市計画室 まち建設部　公園緑地課	市の将来を見据えた魅力あるまちづくりが必要不可欠であることから、東部地域の市街化調整区域については、第二京阪道路沿道地区の「まちづくり基本構想」に基づき、地域の特性をいかした市民との協働のまちづくりに取り組んでおります。	重点　継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
15	15. コミュニティバス路線の拡充を進めること。	まち建設部　道路交通課	市内の公共交通空白地域に、京阪バスの協力を得て「タウンくる」（道路の狭い地域でも走れる小型バス）を運行しております。	重点　継続
16	16. 生活道路・橋梁などの現地調査を行い、必要な改修計画をつくること。	まち建設部　道路交通課 道路建設課	生活道路の改修については、現地調査を行い、計画的に実施しております。 道路橋については、効率的かつ効果的な維持管理を行うため「（仮称）橋梁長寿命化修繕計画」を策定してまいります。	重点　新規
17	17. 市民のくらしと権利を守る制度の周知をはかり、市民全体にいきとどくように、多様な形ですすめること。	経営企画部　広報広聴課 市民生活部　市民課 保険事業室 保健福祉部　保護課 高齢介護室 こども室 障害福祉課	市民の暮らしと権利を守る制度の周知については、窓口での説明、各種パンフレット、市広報紙、市ホームページ等により、周知しております。	重点　継続
18	18. 行政の情報を徹底して公開し、市民合意で市政を進めること。	総務部　総務課	行政情報の公開については、「市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、適切に実施しております。	重点　継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
19	分野別要望項目 「住民こそ主人公」の原則に立ち 公正･民主・効率的な市政をめざして 1.　非核三原則の法制化を国にもとめ、海外で戦争する国づくりをすすめる憲法第９条改悪に反対すること。憲法をくらしにいかす市政をすすめること。	人・ふれあい部　人権文化課	非核三原則の法制化及び憲法9条の改正については、国民の声を十分に踏まえて対応すべきであると考えております。	継続
20	2.　「地域主権改革」の名により、福祉・教育などの分野での最低基準廃止をやめ、国の責任で財源保障をするよう国に求めること。	保健福祉部　保健福祉総務課 学校教育部　教育総務課	福祉・教育施策については、現行水準の維持・向上を目指し取組を推進しており、必要に応じて、国・府に要望しております。	継続
21	3.　「一括交付金化」による国庫補助負担金の廃止・縮小をやめ、地方自治体への財源保障を拡充するよう国に求めること。	財務部　財政課	地方の財源確保については、従来より市長会等を通じ要望しております。	継続
22	4.　道州制の導入とそれにともなう市町村の大規模な再編を行わないよう、国にもとめること。身近な市町村行政の維持・強化に努めること。	経営企画部　企画政策課	道州制導入とそれに伴う市町村再編等については、地方分権型の自治の確立を目指すための選択肢として、国と地方の役割分担などを広く議論する中で、慎重に検討される問題であると考えております。	継続
23	5.　憲法違反の自衛隊の募集事務、広報掲載などの協力はしないこと。	総務部　総務課	自衛官の募集事務については、法定受託事務であり適切に対応しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
24	6.　市民生活を破壊する「大阪府財政構造改革プラン」の撤回をもとめ、ムダな公共事業の中止、福祉・医療・教育の拡充を大阪府に求めること。	経営企画部　企画政策課 財務部　財政課 市民生活部　保険事業室 保健福祉部　保健福祉総務課 学校教育部　教育総務課	福祉・医療・教育など、市町村の健全な行財政運営の推進に資するものについては、大阪府に要望しております。	継続
25	7. 行財政改革の実施にあたっては、 ①大型開発優先の姿勢をあらためること。 ②福祉・教育施策の後退をやめること。 ③公共料金の値上げは行わないこと。 ④欠員となっている保育士や幼稚園教諭・給食調理員の採用をはじめ必要な職員採用を行うこと。 ⑤情報公開を徹底し、住民参加・住民合意ですすめること。	経営企画部　企画政策課 総務部　総務課 人事室 保健福祉部　保健福祉総務課 学校教育部　教育総務課	①今後のまちづくりについては、「第五次寝屋川市総合計画」に基づき、「魅力と活力にあふれる元気都市　寝屋川」の実現を目指しております。 ②福祉・教育施策については、現行水準の維持・向上を目指し取組を推進しており、必要に応じて、国・府に要望しております。 ③使用料等の見直しについては、行政サービスを安定・継続して提供していくため、受益と負担の適正化の観点から、適宜見直しを行っております。 ④職員採用については、「市第4期定員適正化計画」に基づき、適正に行っております。 ⑤情報公開については、「市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、適切に実施しております。	継続
26	8.　地方交付税が当初予算より大幅に上回る交付がされる状況となっている。増加した分は一般財源として、市民生活に役立つ施策の拡充のため有効に活用すること。	財務部　財政課	地方交付税については、市民福祉の維持・向上の財源として有効に活用しております。	新規

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
27	9.　基金については、必要な範囲にとどめ、住民に対して優先的に行わねばならない行政需要を抑制し、積み立てる事がないようにすること。	財務部　財政課	基金については、将来を見据えた財政運営のために積み立てております。	新規
28	10. 滞納債権整理回収室の業務については、市民生活や人権を守る立場から対応すること。	財務部　滞納債権整理回収室	滞納者の実情や実態を十分に把握し、法令に基づき適正に対応しております。	継続
29	11. 指定管理者制度は行わないこと。また、実施する場合でも、使用料、利用料の値上げなど市民負担の引き上げや、市民サービスの低下につながる民間の営利企業参入認めないこと。また、運営に関して、市民や利用者の意見が反映されるしくみをつくること。	経営企画部　企画政策課	指定管理者制度については、市民サービスの向上と経費の縮減等の観点を踏まえ、活用しております。 なお、その運用については、各施設における実地検証や利用者の意見の集約などにより、利用者のサービス向上に努めております。	継続
30	12. 窓口業務は、市民からの相談を受ける部署であり、企業などの民間事業者に秘匿すべき市民の個人情報が漏えいする危険があることから、民間企業等への委託を中止すること。市の責任で市民の相談をきちんと受けること。	経営企画部　企画政策課	窓口業務への民間活力の活用については、「公共サービス改革法」の規定や公権力の行使に当たる事務等を踏まえ、個人情報の保護にも留意しながら進めております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
31	13. 職場に競争と分断を持ち込み、住民サービス低下につながる人事評価制度は中止すること。	総務部　人事室	平成22年度から、人事評価制度の対象を全職員に拡大して実施しております。 制度の推進に当たりましては、人事評価に関する検証委員会を開催するなど、より公正・公平な制度となるよう不断の見直しを行っております。 今後も、頑張れば報われる職場環境づくりと人材育成を進め、市民サービスの向上を図ります。	継続
32	14. 市職員の賃金・労働条件の変更については、労使合意を前提にすること。	総務部　人事室	「地方公務員法」等の規定に基づき、適正に対応しております。	新規
33	15. 土地開発公社の解散にともない、買い戻した土地については、必要な処分をすること。遊休地をつくらないこと。	経営企画部　企画政策課 財務部　管財課 市民生活部　産業振興室 まち政策部　まちづくり事業推進室 まち建設部　道路建設課 公園緑地課	市に移管された13物件については、売却できるものは売却し、今後、まちづくりの全体計画や「公共施設等整備・再編計画」を踏まえ、有効に活用してまいります。	変更
34	16. パブリックコメント制度は、形式的にせず、必要な情報の公開、出された意見の尊重、施策への反映など、改善を図ること。	経営企画部　企画政策課	パブリック・コメント制度の運用については、必要な資料等を公表するとともに、提出された意見等については、政策等の趣旨・目的に照らし十分検討した上で判断し、政策に反映しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
35	17. 各種審議会等を全面的に公開するために条例を制定すること。	総務部　総務課	審議会等の公開については、「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、不開示情報を審議する場合等を除き、公開しており、傍聴も許可しております。 今後とも、当該指針の遵守を図るよう、関係各課に周知・指導してまいります。	継続
36	18. 市長をはじめとする市特別職と議員を対象として、資産の公開と企業団体献金禁止等を定めた政治倫理条例を制定すること。	経営企画部　市長室	市長の「資産公開条例」については、既に施行しております。	継続
37	19. 制限付き一般競争入札の対象事業を拡大すること。	総務部　契約課	建設工事の制限付一般競争入札は、原則100万円以上について実施しております。	継続
38	20. 小規模工事等希望者登録制度を導入し、工事受注可能業者はすべて受注できる工夫を行うこと。	総務部　契約課	透明性・公平性の観点からも、入札参加資格者に発注する制度を実施しております。	継続
39	21. 暴力・威嚇の行為に反省も謝罪もしない、大阪東部リサイクル事業協同組合は、公共事業入札業者としないこと。	総務部　契約課	入札参加資格審査申請については、所定の申請書及び添付書類の提出を受け、書類審査の後、登録の認定を行っております。	継続
40	22. 戦争資料、平和資料の収集に市として責任を持ってとりくみ、市民が学習できる平和資料室を設置すること。	人・ふれあい部　人権文化課	平和に関する資料については、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、大切さについて認識を深めていただくために、中央公民館に資料を展示するとともに、市ホームページにも掲載しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
41	23. 憲法手帳（ポケット版）を発行し、憲法を市民の暮らしのすみずみに生かすとりくみをすすめること。	人・ふれあい部　人権文化課	憲法の冊子については、北河内7市が連携して定期的に作成し、配布しております。	継続
42	24. 消防行政については、消防職員の増員等で、消防力の強化をはかること。	人・ふれあい部　危機管理室	消防組合において、「第三次将来構想計画」に基づき、消防力の向上を図っております。	継続
43	25. 公共施設の整備再編にあたっては、現在ある施設を市民のために有効に活用することを基本にすること。「公共施設等整備・再編計画」は市民に十分に周知し、市民合意で見直すこと。	経営企画部　企画政策課	「公共施設等整備・再編計画」に基づき、地域、市議会等との協議、意見交換に努めながら取り組んでおります。	継続
44	26. 市民センターで相談案内も行い、福祉業務などの市民相談に積極的に対応できるようにすること。	市民生活部　市民室 保健福祉部　保健福祉総務課	市民センターでは、市民からの相談の趣旨・内容を踏まえ、主管課への連絡・取次ぎなど、適切に対応しております。 また、市内各地域での相談業務については、まちかど福祉相談所を始め、地域包括支援センターにおいても、適切に対応しております。	継続
45	防災に強いまちづくりをすすめ 住民の安全をまもること 27. 原発即時ゼロを国にもとめること。	環境部　環境政策課	電力の安定的な供給が重要であり、国全体におけるエネルギー政策の観点から、慎重な検討を要します。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
46	28. 公共施設への太陽光発電、水路などへの小水力発電、市有地での小風力発電などの設置を具体化すること。	財務部　管財課 環境部　環境政策課 クリーン施設課 保健福祉部　保健福祉総務課 水道局　下水道室 （市長部局） 水道局　水道総務課 学校教育部　施設給食課	公共施設への太陽光発電等の設置については、費用対効果等を勘案し、検討しております。	継続
47	29. 太陽光パネル設置への市の補助制度を創設すること。	環境部　環境政策課	太陽光パネルの設置については、市の補助制度を創設します。	継続
48	30. 寝屋川市の防災計画の見直しについては、東日本大震災の教訓から、最悪の事態を想定して、住民保護を基本に計画を策定すること。	人・ふれあい部　危機管理室	「市地域防災計画」の見直しについては、住民の安全の確保を基本に検討しております。	継続
49	31. 津波対策については、地震直後に的確な津波警報を発令し、市民に周知徹底するシステムをつくること。避難施設を設置し、浸水が予想される区域の住民が全員避難できるシステム、要援護者を保護するシステムなどを具体化すること。	人・ふれあい部　危機管理室	南海トラフ巨大地震に関する国の公表では、本市は浸水なしとのことですので、津波対策としての施策は考えておりません。	継続
50	32. 市として放射線の測定機器を配置すること。	人・ふれあい部　危機管理室	放射線測定機器を配置することは考えておりません。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
51	33. 公共施設の耐震化については、１００％達成を早期にすること。	まち政策部　まちづくり指導課	公共施設の耐震化については、「市有建築物耐震化実施計画」に基づき、関係課と連携して取り組んでおります。	継続
52	34. 住宅の耐震化を促進するために耐震改修助成事業を抜本的に拡充すること。	まち政策部　まちづくり指導課	耐震改修助成事業の拡充については、平成24年度から新たに耐震設計補助制度を創設しており、今後も、国等の動向を注視します。	継続
53	35. 被害想定に見合う備蓄品、備蓄量を見直すこと。飲料水の確保をはかるため、耐震性貯水槽の増設をおこなうこと。	人・ふれあい部　危機管理室	備蓄品等は、「市地域防災計画」の改訂に併せて検討しております。また、飲料水の確保を図るため、耐震性貯水槽の増設についても検討しております。	継続
54	36. 高齢者・障害者世帯に家具転倒防止器具、感震ブレーカー設置助成制度をつくること。	人・ふれあい部　危機管理室 保健福祉部　高齢介護室 障害福祉課	家具転倒防止器具については、平成25年度より高齢者や障害者世帯に対し、取付けを支援します。 感震ブレーカーの設置については、高齢者・障害者世帯に限った助成制度の創設は考えておりません。	新規
55	37. 既存の施設の機能を拡充し、福祉避難所の設置等で、障害者、高齢者の安全を確保すること。	保健福祉部　高齢介護室 障害福祉課	避難時の障害者、高齢者の安全確保については、「市災害時要援護者避難支援プラン」や「市地域防災計画」に基づき、適切に対応しております。	継続
56	38. ８月１４日の集中豪雨について検証結果を明らかにすること。	経営企画部　企画政策課	短時間豪雨の被害状況やその対応等を踏まえ、様々な視点から検証を行い、「平成24年8月14日の短時間豪雨による災害検証報告書」を取りまとめ、公表しております。	新規

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
57	39. 浸水解消のための計画を策定し、具体化をすすめること。	水道局　下水道室 （市長部局）	浸水対策については、内水ハザードマップの作成に向け、必要な基礎データとなる雨水管等の調査を平成25年度に実施してまいります。平成26年度以降、内水ハザードマップを作成するとともに、内水ハザードマップを活用した雨水整備計画の策定を進めてまいります。	新規
58	40. 門真増補幹線、寝屋川北部地下河川、中木田調節池の整備など、浸水対策事業の推進を大阪府に求めること。	水道局　下水道室 （市長部局）	現在、大阪府において施行中の寝屋川流域総合治水対策事業の根幹となる寝屋川北部地下河川整備の早期全線完成、門真寝屋川（三）増補幹線（二）の早期供用開始、計画中の中木田流域調節池等の早期着手を大阪府に要望しております。	新規
59	41. 「ポンプ運転調整ルール」を実施すれば、寝屋川市で浸水する地域が増加する可能性がある。市民への十分な説明と意見聴収をおこなうよう、大阪府などに求めること。	水道局　下水道室 （市長部局）	「ポンプ運転調整ルール」の実施に当たっては、影響を受ける市民への説明、意見聴取を行うよう、引き続き、大阪府に要望します。	新規
60	42. 止水板購入の費用助成制度をつくること。	水道局　下水道室 （市長部局）	止水板設置助成制度を創設し、浸水対策への自助取組支援を図ります。	新規
61	市内商工業者の営業をまもり 地域経済の発展をはかる 43. 消費税の税率引き上げに反対すること。大企業、大資産家優遇税制の見直しを国にもとめること。	経営企画部　企画政策課 財務部　税務室	消費税率などの税制については、国政レベルで議論される問題であると考えております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
62	44. 大型店の出店規制について、国や府に制度化を求めるとともに市独自の条例を制定すること。	市民生活部　産業振興室	現行法の中で、出店に伴う周辺地域の生活環境等への影響等について、情報提供や説明を十分に行うよう、大阪府に要請しております。	継続
63	45. 寝屋川市産業振興条例を制定するとともに、産業振興室の予算、人員などの体制を強化すること。	市民生活部　産業振興室	「（仮称）市産業振興条例」については、平成25年4月施行に向けた取組を進めております。 なお、産業振興室の予算については、時宜を得た予算の確保に努めるとともに、現行の体制で産業振興施策を進めます。	継続
64	46. 「(仮称)労働者の権利ハンドブック」を作成し市民に配布すること。	市民生活部　産業振興室	勤労者の権利に関して、大阪府や労働関係機関等が発行する労働相談等のハンドブックやパンフレットを配布しております。	継続
65	47. 中小零細企業の経営危機を打開するため、市独自の融資制度をつくること。	市民生活部　産業振興室	中小企業の融資制度については、大阪府市町村連携型中小企業融資制度において、平成21年度に融資限度額、融資期間など、支援制度が拡充されており、本市独自の融資制度は考えておりません。	変更
66	48. 市の公共事業及び公共サービスの質の確保を図るため、公契約条例を制定し、下請けまでを含め、労働者の公正な賃金、適正な労働条件を定めること。元請けに対し、適正な下請け条件確保となるよう指導すること。	総務部　契約課	事業者には、既に制定されている労働関係法令を遵守するよう指導を行っております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
67	49. 市独自で市民の就職・雇用実態調査を行うこと。市として雇用の拡充をすすめること。市内企業に雇用の拡充を働きかけること。	市民生活部　産業振興室	ハローワークを始め、大阪府、労働関係機関等を通じて、雇用・就労の実態把握に努めるとともに、市の就労支援センターにおける就労相談業務や三市合同就職面接会等を通じて、雇用の拡充に努めております。	継続
68	50. 元気わくわく商品券の発行を拡大するとともに、事務費の補助など市の支援を拡充すること。空き店舗対策など、商店街・市場の活性化につながる具体的な支援を強化すること。市として情報提供やコンサルタント費用助成など、支援を強化すること。	市民生活部　産業振興室	商業の活性化を総合的に支援するため、販売促進事業である商品券等発行支援事業や空き店舗対策、地域のふれあいづくりを支援する商業活性化総合支援事業等を推進しております。	継続
69	51. 市内事業所の経営実態調査や業者婦人の暮らし・健康・営業の実態調査を市職員によって行うこと。また、相談窓口を設置すること。	市民生活部　産業振興室	融資相談や経営相談業務を通じて実態把握に努めております。	継続
70	52. 所得税法５６条の廃止を国に求めること。	財務部　税務室	「所得税法」は国税に関する法律であるため、国において議論されるべき問題であると考えております。	継続
71	53. 雇用を拡大するため、労働者の解雇規制、サービス残業等の規制を国へ求めること。また、国に補助拡大を求め、市として福祉・教育など市民のくらしに不可欠な分野で雇用を拡大すること。	市民生活部　産業振興室	勤労者の解雇規制、サービス残業等の規制に関わる要望等については、労働関係法令に基づき、労働基準監督署を始めとする関係機関において、諸課題の解決のため努力されており、必要に応じて対応しております。 雇用拡大については、国・府に対し、適切な財政措置等について要望しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
72	54. 関税を原則廃止し、完全自由化するＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）参加中止を国に求めること。	市民生活部　産業振興室	環太平洋戦略的経済連携協定については、政府において、関係各国との協議を開始し、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、国益の視点に立って、結論を得ていくこととされておりますので、その動向を注視してまいります。	継続
73	55. 農業で生活ができるように、コメなどの価格保障制度の改善、後継者育成を強化し、国の基幹産業として発展させるよう国にもとめること。	市民生活部　産業振興室	農業生産の振興、農地の保全及び都市農業の永続的展開については、緊急かつ長期的な課題であり、次代を担う農業者の人材育成など経営体の育成を図るための施策を講じられるよう、大阪府を通じて国に要望しております。	継続
74	56. 都市計画における農地・農業の位置づけを明確にすること。「農のあるまちづくり」「食と農が支える地域づくり」など、都市と農業の共生をめざす条例づくりを、検討すること。	市民生活部　産業振興室 まち政策部　都市計画室	平成24年3月に改定した「市都市計画マスタープラン」に基づき、市街化調整区域内農地の農空間の保全等に努めるとともに、生産緑地制度の活用による市街化区域内農地の保全など、農あるまちづくりの推進を図っております。 農業を含めた産業の振興を目的とする「（仮称）市産業振興条例」については、平成25年4月施行に向け、取組を進めております。	継続
75	57. 農地所有者と十分な協議をすすめながら、市がかかわって、市民農園を大幅に増やすこと。農業ボランティア、地域住民による農業への参加など具体化をすること。	市民生活部　産業振興室	市民農園の運営方法について見直しを図るなど農地に親しむ機会をより一層提供してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
76	開発主義から脱却し 住民が安心して住める街へ 58. 水道使用料、下水道使用料を値下げすること。	水道局　下水道室 （市長部局） 水道局　水道総務課	水道料金の引下げについては、平成23年10月1日から平均10パーセントの引下げを実施したところです。 大阪広域水道企業団において、「大阪広域水道企業団第1期アクションプラン」が策定され、用水供給料金の値下げの方向性が示されており、今後、その動向を注視します。 また、下水道使用料については、下水道事業の経営は独立採算が基本原則であるため、値下げは考えておりません。	継続
77	59. 市内東部地域の市街化調整区域を保全し、これ以上緑や自然を破壊しないこと。緑の再生を計画的にすすめること。	まち政策部　都市計画室 まち建設部　公園緑地課	市の将来を見据えた魅力あるまちづくりが必要不可欠であることから、東部地域の市街化調整区域については、第二京阪道路沿道地区の「まちづくり基本構想」に基づき、地域の特性をいかした市民との協働のまちづくりに取り組んでおります。	継続
78	60. 第２京阪道路沿道の「まちづくり構想」については、地域住民の参加や意見聴収、合意形成をはかること。	まち政策部　都市計画室	地域特性をいかした「まちづくり構想」については、まちづくりを考える会、まちづくり協議会及びその他勉強会等を開催する中で、地域住民の意見を集約し取り組んでおります。	新規
79	61. 生活道路や橋梁の実態調査を行い、必要な改修をすすめること。	まち建設部　道路交通課 道路建設課	生活道路の改修については、現地調査を行い、計画的に実施しております。 橋梁の改修については、「（仮称）橋梁長寿命化修繕計画」策定の中で検討します。	新規

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
80	62. 第２京阪道路については、 ① 道路公害が発生しないよう、住民の要求をふまえ、国、大阪府、西日本高速道路株式会社に徹底した環境対策をもとめること。 市として、環境省に大気汚染防止法にもとづく環境監視局の設置をもとめること。 ② アクセス道路については、ひきつづき住民合意をふまえるとともに万全な環境対策を実施すること。	環境部　環境政策課 まち政策部　都市計画室 まち建設部　道路建設課	①環境対策については、関係機関8者で組織する「環境監視のあり方に関する検討会」で協議し、施設管理者に万全を期すよう要望しております。 環境監視については、同検討会で協議し、沿道住民に説明を行っており、環境監視装置を2か所に設けて観測しております。 また、速報値を市ホームページ等で随時公開しております。 環境監視局の設置については、大阪府を通じて要望しております。 ②アクセス道路については、沿道自治会への説明等を行うとともに、国・府と協議を行い、歩道等の設置など環境への配慮を行っております。	継続
81	63. 府道千里丘寝屋川線の高架事業については、 ① 交通量、大気、騒音、浮遊粒子状物質の測定と定期的な環境測定を引き続き行うこと。 ② 環境が悪化した場合には、歩道と車道の植樹帯部分への遮音壁の設置や光触媒による脱硝材の使用などを行うこと。 ③ 高架の有効利用について地域の要望を反映させるよう、大阪府へ要望すること。	人・ふれあい部　市民活動振興室 環境部　環境政策課 まち建設部　道路建設課	①②都市計画道路千里丘寝屋川線の環境対策については、大阪府へ要望しております。 ③高架下の有効利用については、地域の要望を踏まえ、大阪府に要望しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
82	64. 京阪萱島駅西側にエレベーターの設置をすすめること。ＪＲ東寝屋川駅エレベーターについて、西側からも利用できるよう、連絡通路の整備をＪＲ西日本旅客鉄道株式会社にもとめること。	経営企画部　企画政策課 まち政策部　都市計画室	京阪萱島駅及びＪＲ東寝屋川駅については、沿線各駅のバリアフリー化整備の進捗状況を見ながら、事業者に対しての働きかけを行っております。	継続
83	65. 信号機が必要な箇所に、早急に設置するよう大阪府に求めること。歩車道分離の交差点を増やすこと。また、歩道との段差をなくすこと。	まち建設部　道路交通課	信号機が必要な箇所への設置については、寝屋川警察署へ要望しております。 また、歩車道分離の交差点については、地元要望等を踏まえ、寝屋川警察署へ要望しております。 歩道との段差については、段差基準を遵守しております。	継続
84	66. 市民の足を確保するため、交通不便地域やバス便の少ない地域にコミュニティバス等の公共交通の拡充、整備を図ること。とくに、市内周辺部から市民会館、総合センターなど公共施設をつなぐ公共交通の整備を急ぐこと。	まち建設部　道路交通課	市内の公共交通空白地域に、京阪バスの協力を得て「タウンくる」（道路の狭い地域でも走れる小型バス）を運行しております。	継続
85	67. 全国的に５３１市区町村で実施されている住宅リフォーム助成制度を実施すること。建物の耐震診断・耐震改修に対する助成制度を周知するとともに、さらに制度を拡充すること。	まち政策部　都市計画室 まちづくり指導課	住宅リフォーム助成制度の創設については考えておりません。 耐震診断・耐震改修補助制度の周知については、市広報紙や市ホームページなどで行っております。 なお、制度の拡充については、平成24年度から新たに耐震設計補助制度を創設しており、今後も、国等の動向を注視します。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
86	68. 交通バリアフリーをすすめるため、歩道の段差をなくすこと。	まち建設部　道路交通課 道路建設課	交通バリアフリーについては、平成19年度から、ＪＲ東寝屋川駅周辺及び京阪萱島駅でのバリアフリー化を実施し、歩道の段差についても構造基準を遵守しております。	継続
87	69. 新婚家庭などへの家賃補助制度をつくること。	まち政策部　都市計画室	新婚家庭などへの家賃補助制度については考えておりません。	継続
88	70. 府営住宅の戸数の大幅な削減はやめ、府営住宅の新設やエレベーター設置を大阪府に求めること。	まち政策部　まちづくり事業推進室	「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づき、計画的に事業を実施されております。	継続
89	71. 市営住宅の改修を行い空き家の公募をおこなうこと。	まち政策部　まちづくり事業推進室	市営住宅の老朽化や設備等に課題があるため、現在のところ、公募は考えておりません。	継続
90	業者責任を明確にしたルールを確立し、住民参加でゴミ問題の解決を 72. ２つの廃プラ処理施設による健康被害を訴える住民の実態把握のため、健康調査、疫学的調査を行うこと。また、悪臭については臭気指数による調査測定と規制を行うこと。環境調査については、予防原則をふまえて、住民参加で行うこと。	環境部　ごみ減量推進課 環境政策課	健康調査・疫学的調査・環境調査の実施については、大阪地裁・高裁判決において、「2つの廃プラ施設からは、人の健康に影響を与える物質の排出は認められない。」と判断されております。 本市も判決内容と同じ見解であることから、健康調査・疫学的調査・環境調査の実施は考えておりません。 臭気指数による規制については、国・府や近隣周辺市の動向を注視しながら、慎重に対処しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
91	73. 地球温暖化対策推進のためにも、再生可能な自然エネルギーの積極的な導入をすすめること。	環境部　環境政策課	再生可能な自然エネルギーの導入については、費用対効果等を勘案し、検討しております。	継続
92	74. ゴミ焼却施設の更新については、市民の意見を十分に聞き市民合意を前提に進めること。	環境部　ごみ処理施設建設室	焼却施設の更新については、市民の理解が得られるよう努めております。	継続
93	75. ゴミ減量のため ① 拡大生産者責任を実効あるものにする為の企業への規制などの法律整備を国に求めること。 ② 生ゴミの資源化、堆肥化を進めること。 ③ 事業所ゴミについては分別収集を行うこと。	環境部　ごみ減量推進課	①拡大生産者責任の原則に基づく費用負担等の制度化等を国に要望しております。 ②生ごみ堆肥化容器等の助成制度を継続し、再資源化・減量化を推進しております。 ③事業所から排出されるごみのうち、産業廃棄物は事業者が排出者責任として適切に処理されております。市が受け入れる事業系ごみについては、缶・びんの分別収集を引き続き推進します。	継続
94	76. 廃プラスチックごみ収集については、ペットボトル、白色トレイに限定すること。	環境部　ごみ減量推進課	廃プラスチックの分別収集については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき行っております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
95	77. 廃プラスチックのリサイクルについては、国に対し、生産者責任の拡大、プラスチック利用の抑制、ペットボトルのリターナブル容器への転換など国に法制化を求めること。	環境部　ごみ減量推進課	生産者責任の拡大については国に要望しております。 プラスチック利用の抑制については、容器包装の３Ｒに国が取り組んでおります。 また、ごみの減量と環境負荷低減のため、リターナブルびんの引取りの義務化など、全国都市清掃会議等を通じ、国・製造事業者に対し働きかけております。	継続
96	福祉施策を充実し 安心してくらせるまち寝屋川に 78. 憲法第２５条を棚上げにし、社会保障制度を国民相互の負担による「恩恵」の制度に変貌させようとする、「社会保障制度改革推進法」の具体化をしないよう、国に、求めること。	市民生活部　市民課 保険事業室 保健福祉部　保護課 高齢介護室 こども室	「社会保障制度改革推進法」については、国の動向を注視します。	新規
97	79. 高すぎる国民健康保険料の引き下げを行うこと。そのために一般会計からの繰り入れを増額すること。	市民生活部　保険事業室	国民健康保険料については、適正に保険料を賦課しております。 一般会計からの繰入れについては、適切に対応しております。	継続
98	80. 介護保険料を引き下げること。保険料・利用料の市独自の減免制度を創設すること。境界層軽減措置制度の改善をはかるとともに、制度周知をおこなうこと。	保健福祉部　高齢介護室	介護保険料の引下げについては、介護保険を取り巻く状況から、困難です。また、保険料・利用料の市独自の減免制度の創設については、考えておりません。 境界層軽減措置制度の改善については、介護保険制度及び定められた法律内で適切に事務を遂行しております。 周知については、相談時において個別に実施しており、市ホームページ等において周知を図ることは考えておりません。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
99	81. 産科・小児救急医療設置を、関西医大香里病院に求めること。	保健福祉部　健康増進課	産科については、総合周産期母子医療センターと連携し、医療体制を確保しております。 また、小児救急医療体制については、「大阪府保健医療計画」に基づき、北河内医療圏において、初期救急、二次救急及び高度救命救急の連携体制を確立しております。	継続
100	82. 子どもの医療費助成制度については、国に制度化、大阪府に対象年齢の引き上げをもとめること。市として、中学３年生までの対象拡大をめざすこと。	市民生活部　保険事業室	子ども医療費助成制度については、市長会等を通じて、国に対して制度化、大阪府に対して対象年齢の拡大を要望しております。 平成23年9月1日から、小学校卒業(満12歳に達して以後最初の3月31日まで)までを対象に拡大するとともに、所得制限を廃止しております。	継続
101	83. 特別養護老人ホームの待機者を解消できるよう、施設の新設を急いですすめること。待機者解消の年次計画を立てること。施設利用料の軽減措置をとること。	保健福祉部　高齢介護室	特別養護老人ホームの待機者解消については、「市高齢者保健福祉計画」に基づき施設整備を図ります。 施設利用料の軽減については、低所得者に対して、高齢介護サービス費の支給や食費・居住費の負担限度額軽減などを行っております。	継続
102	84. 地域包括支援センターは、来年度に中学校区に１か所とすること。地域の高齢者の実態を把握し、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点となるようにすること。そのために市として専門職員をしっかり配置し、市が責任を果たすこと。	保健福祉部　高齢介護室	地域包括支援センターについては、平成25年度に3か所、平成26年度に3か所を増設します。 また、平成24年度に各地域包括支援センターに社会福祉士を1人増員しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
103	85. 要介護認定調査は高齢者の実態に見合ったものに改善すること。	保健福祉部　高齢介護室	要介護認定については、全国一律の基準に基づき、適正に行っております。	継続
104	86. ヘルパーなど福祉労働者の待遇・労働条件を改善し、市民に責任を持って仕事ができるようにすること。そのために、常勤ヘルパーの増員をはかること。登録ヘルパーの報酬の引き上げ、健康保険・年金・労災保険などの制度保障を行うこと。	保健福祉部　高齢介護室	適切な人材の確保やサービスの質の向上などを図るため、必要な措置を講じるよう国に要望しております。	継続
105	87. 認知症対応型グループホームの利用者負担軽減の制度化を国にもとめること。	保健福祉部　高齢介護室	認知症対応型グループホームの利用者負担軽減の制度化については、利用者等の状況を勘案し、国に要望しております。	継続
106	88. 介護サービスの必要な要支援１．２の人でも介護保険が利用できなくなる、「介護予防・日常生活総合事業」は実施しないこと。従来の介護予防サービスを拡充すること。	保健福祉部　高齢介護室	介護予防・日常生活総合事業については、他市の状況を踏まえ検討しております。 また、従来の介護予防サービスについては、適切に提供しております。	継続
107	89. 障害者への介護サービスについては専門性も高いことから、市として講習会などを計画し、ヘルパーの育成、スキルアップをはかること。	保健福祉部　障害福祉課	身体・知的障害者ヘルパーのスキルアップ研修会を実施するとともに、精神障害者に対する知識・技術を更にレベルアップするため、毎年、精神障害者ホームヘルパースキルアップ研修会を実施しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
108	90. ケアマネジャーが専任体制で時間をとって市民の相談にのれるよう、報酬の引き上げ、研修の充実など条件整備を市としてはかること。また、国にも求めること。	保健福祉部　高齢介護室	地域包括支援センターと連携して、研修等により、介護職員のスキルアップを図るとともに、介護報酬が実態に見合ったものになるよう、国に要望しております。	継続
109	91. 公衆浴場利用事業については、当面週１回にふやすこと。	保健福祉部　高齢介護室	高齢者の健康促進、保健衛生の向上とコミュニケーションの場づくりとしてふれあい入浴事業を毎月15日に市内17浴場で実施しております。 なお、入浴日の回数増加は考えておりません。	継続
110	92. 配食サービスは１食あたりの利用料を引き下げ、低所得者が利用しやすいものにすること。	保健福祉部　高齢介護室	食材料費、光熱水費は利用者負担との観点から、利用料を500円に設定しているため、利用料の引下げは考えておりません。	継続
111	93. 後期高齢者医療制度は廃止し、７５歳以上の高齢者の医療費無料化を国にもとめること。当面、 ①　保険料の引き上げはしないこと。 ②　滞納者への差し押さえはやめること。	財務部　滞納債権整理回収室 市民生活部　保険事業室	後期高齢者医療制度については、国において検討されており、その動向を注視します。 ①保険料については、広域連合が決定するものです。 ②滞納者への滞納処分については、滞納者の実情や実態を十分に把握しながら、負担の公平性の確保に努めております。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
112	94. 軽度の要介護者のサービス利用抑制にならないよう、まちかどデイハウス・シルバーパス等、支援事業の拡充をはかること。	保健福祉部　高齢介護室	軽度の要介護者への支援事業については、街かどデイハウスを実施しております。 なお、シルバーパスの実施については、考えておりません。	継続
113	95. インフルエンザ予防接種については、こども、高齢者、低所得者、ひとり親家庭への無料接種を実施すること。	保健福祉部　健康増進課	二類疾病に該当するインフルエンザ予防接種費用については、受益者負担の観点から一部負担していただいております。 なお、平成22年度より15歳以下の年少児に対して、接種費用の助成を実施しております。	継続
114	96. ヒブワクチンの定期接種化を国・府に要望すること。	保健福祉部　健康増進課	ヒブワクチンの定期接種化については、予防接種法に基づき平成25年度から定期接種を実施する予定です。	継続
115	97. 福祉４医療費助成制度の改悪をしないよう、大阪府に強くもとめること。	市民生活部　保険事業室	4医療費助成制度については、大阪府に対し乳幼児医療の対象年齢拡大を要望するとともに、他の3医療費助成制度についても現行制度を維持するよう要望しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
116	98. がん検診の受診率ひきあげのため、 ① 個別検診の拡充 ② 個別通知の拡充 ③ 有料化の見直しをすすめること。	保健福祉部　健康増進課	各種がん検診の受診率を引き上げるため、 ①子宮がん・大腸がん検診については、集団と個別検診を実施し、市民の利便性を図っております。 ②個別通知については、「がん検診推進事業」の事業対象者のうち、40歳女性に加え、平成25年度は、20歳女性の検診未受診者に対しても「受診勧奨はがき」を送付します。 ③検診に際しては、受益者負担の観点から、平成16年度より検診費用の一部を負担いただいております。	継続
117	99. 特定健診については、心電図、貧血検査などを追加し、診査結果の通知を早めること。精密検査は医師の判断でできるようにすること。	市民生活部　保険事業室	健診項目のうち、心電図、貧血検査については、平成25年度から国基準に加え、市独自の基準でも実施し、対象者を拡大します。なお、診査結果については、迅速に通知しています。	継続
118	100. 国保料を支払えない市民が増加している。経済困難をかかえている世帯が多い加入者の実態に即して減免制度や窓口の対応を改善すること。	市民生活部　保険事業室	国民健康保険料の納付困難な世帯については、「市国民健康保険条例」等に基づき、相談等に応じております。	継続
119	101. 医療費一部負担金免除制度は市民に制度の周知をはかること。	市民生活部　保険事業室	医療費一部負担金の減免制度については、「国民健康保険法」において、特別な事情があるものと定めているため、一般的に周知することは考えておりません。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
120	102. 国民健康保険の資格証明書・短期保険証の発行をやめること。	市民生活部　保険事業室	資格証明書・短期証の発行については、「国民健康保険法」に基づき実施しております。 また、「国民健康保険法」の一部改正に基づき、平成22年7月から高校生世代までには短期証を交付しております。	継続
121	103. 保護もれをなくすため、市民に対して生活保護制度の周知をはかること。ホームページ、ガイドねやがわの改善を行うこと。住民生活の実態を日常的に把握し、積極的な対応をすすめること。	保健福祉部　保護課	制度の周知については、生活保護のしおり、市ホームページ等において周知しております。 また、住民生活の実態把握については、民生委員と意見交換するなど、実態把握に努めております。	継続
122	104. 保護決定（変更）通知書については、支給金額の内容等を具体的に示し、被保護者が理解できるものに改善すること。	保健福祉部　保護課	保護決定（変更）通知書については、扶助の種類と金額、変更の理由等を記載し、被保護者が理解しやすいものに改善しております。	継続
123	105. 不足している生活保護のケースワーカーを補充すること。相談援助機能の充実を図ること。	保健福祉部　保護課	生活保護のケースワーカーについては、就労自立支援員、健康相談支援員、年金収入資産調査員、子どもの健全育成相談員、面接相談員等を活用し、保護の実施体制の充実を図りながら配置しております。	継続
124	106. 生活保護申請をする意思がある市民に対して、相談ですまさず、市民の申請権を尊重し法に基づき申請を受けること。申請後２週間以内に決定すること。２週間を超える場合は、文書で通知すること。また、生活に支障がないように対応すること。	保健福祉部　保護課	生活保護申請時には、保護の説明を十分に行うよう努めております。 また、2週間以内の決定に努めておりますが、2週間を超える場合は、申請者にお知らせしております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
125	107. 生活保護利用者の小規模多機能施設の宿泊についても、日帰りと同様に自己負担なく利用できるようにすること。	保健福祉部　保護課	小規模多機能型居宅介護施設の宿泊費については、生活保護の介護扶助で負担できる部分を除き、自己負担となります。	継続
126	108. 生活困窮者の滞納を理由に一方的な停止は行わないよう電気、ガス事業者に要請すること。水道料金の減免制度をつくり、給水停止を行わないこと。下水道使用料の減免制度を拡充すること。	保健福祉部　保護課 水道局　下水道室 （市長部局） 水道局　業務課	電気、ガス料金の滞納への対応については、生活保護受給者に対し、保護費を適正に使用するよう指導を行っております。 水道料金については、漏水や災害時に適用する減免制度があります。生活困窮者に対する水道料金減免の制度化は、考えておりません。 下水道使用料の減免制度の拡充については、考えておりません。	継続
127	109. ホームレス一時宿泊事業については、事業の周知をはかること。	保健福祉部　保護課	ホームレス緊急一時宿泊事業については、派遣切りや雇止め等により、住居を失った又は失うおそれがある方で、生活保護等の申請を受理している方を対象としており、相談時に事業の紹介をしております。	変更
128	110. 生活保護利用者の「居場所づくり」の具体化をはかること。就労支援に限定せず、ボランティア体験など、多様な形での自立支援にとりくむこと。	保健福祉部　保護課	生活保護受給者の自立支援については、健康相談、子どもの健全育成相談、就労自立支援、ボランティア活動への参加など、受給者それぞれの状況に応じた支援に取り組んでおります。	継続
129	111. 妊婦健診の無料化制度を国に要望すること。市として公費負担を抜本的に増額すること。	保健福祉部　健康増進課	妊婦健康診査については、市長会を通じ、国に財源確保を要望しております。 また、公費負担については、平成25年度より妊婦1人当たりの助成額を120,000円に増額し、実施します。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
130	112. 保育の産業化、公的保育の縮小、最低基準の廃止など国民の願いに逆行する「子ども子育て新システム関連法」を実施しないよう国に求めること。	保健福祉部　こども室	「子ども・子育て関連3法」については、既に制定されております。	継続
131	113. 保育所の待機児童の解消をすすめること。そのため、認可保育所の新設や定員増をはかること。	保健福祉部　こども室	平成24年4月に民間保育所を1か所新設するとともに、入所定員を増やすなど、待機児童の解消に努めております。	継続
132	114. 保育料の減免制度を拡充し、周知をはかること。	保健福祉部　こども室	現在の実情に応じて、保育料の減免制度の見直しを適宜行っており、また広く周知を図っております。	継続
133	115. 保育所の保育時間を午前７時からにすること。公立保育所でも、一時保育・休日保育・夜間保育など保育需要に応えた施策を実施すること。	保健福祉部　こども室	民営化した保育所においては、開所時間を午前7時からとしております。 一時保育等については、公立保育所での実施は考えておりません。	継続
134	116. 保育所の給食調理は、アレルギー児や離乳食・食中毒等対応のできる正職員で行うこと。	保健福祉部　こども室	給食調理については、正規職員もアルバイト職員も共に調理実習やその他の研修でスキルアップを図っており、アレルギー食や離乳食等に十分対応しております。	継続
135	117. 保育所の３才児以上の完全給食を実施すること。	保健福祉部　こども室	3歳児以上の完全給食の実施は考えておりません。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
136	118. 認定こども園については、 ① 事業者選考委員会に保護者代表を入れること。 ② 工事の時期、保育内容・運営方法については保護者、地域の要望に応えること。 ③ 公立保育所の保育水準を守ること。	保健福祉部　こども室 学校教育部　学務課	①第三者の立場から、より公正で客観的な選考を行っていただくため、保護者代表を事業者選考委員とすることは考えておりません。 ②移管事業者や工事の詳細が決定次第、保護者説明会等において説明します。 ③公立保育所の保育を引き継ぐことを基本としています。	新規
137	119. 病児保育所の利用者減免制度を創設すること。	保健福祉部　こども室	病児保育所の利用者に対する減免は考えておりません。	継続
138	120. 児童虐待の対応や子育て支援をすすめる家庭児童相談室の体制、機能の拡充を図ること。子ども家庭センターの人員配置の拡充、一時保護所、児童養護施設の増設を国と大阪府に求めること。	保健福祉部　こども室	家庭児童相談室の体制については、社会福祉士等を増員するなど、相談体制や機能の充実を図っております。 子ども家庭センターの人員配置の拡充については、大阪府市長会を通じて、大阪府へ要望しております。 一時保護所等の増設については、大阪府において、「社会的養護体制整備計画」に基づき進められております。	継続
139	121. 子育て支援センターを増やすこと。	保健福祉部　こども室	今後、各中学校区に1か所、子育て支援センター又はつどいの広場の設置を検討しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
140	122. 障害者総合支援法が来年４月から施行される。しかし、新法は、原則１割の「応益負担」の仕組みを残し、利用抑制の手段となっている「障害程度区分」も存続する。障害者制度改革推進会議総合部会の提言もほとんど盛り込まれていないなど廃止を求められた障害者自立支援法と根幹は変わらない。このような中、障害者権利条約を批准するにたる、障害者を権利の主体とする新たな法律の制定を政府に求めること。	保健福祉部　障害福祉課	平成25年4月1日より「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されます。今後も、障害福祉施策の充実を市長会を通じて国に要望します。	変更
141	123. 地域生活支援事業の福祉用品の利用料は無料にすること。	保健福祉部　障害福祉課	日常生活用具については、「障害者自立支援法」により1割負担（ストマは除く。）としていますが、負担上限月額を設けております。 また、平成22年4月より市民税非課税者に対する無料化を実施しております。	継続
142	124. 入所、通所施設の増設とショートステイなど在宅サービスを拡充し、十分な基盤整備をはかること。ケアホームの整備を推進すること。	保健福祉部　障害福祉課	通所施設ついては、平成24年度に3か所増設されております。「市障害福祉計画（第3期計画）」に基づき、障害福祉サービスの充実を図ります。	変更
143	125. すばる・北斗福祉作業所や市内障害者作業所に重度の障害者の受け入れができるよう、条件整備をはかること。	保健福祉部　障害福祉課	すばる・北斗福祉作業所は、請願三項目に基づき、重度障害者を受け入れております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
144	126. 医療的ケアを必要とする人の日中活動の場を寝屋川市内に設置すること。	保健福祉部　高齢介護室 障害福祉課	医療的ケアを必要とする高齢者の日中活動の場については、市内に通所リハビリテーション事業所を設置しております。 医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場の設置については、引き続き、検討します。	継続
145	127. 精神障害者が地域で暮らせるために体験宿泊施設を寝屋川市内に設置すること。	保健福祉部　障害福祉課	精神障害者の体験宿泊施設については、地域移行・地域定着事業の趣旨を踏まえ、検討しております。	継続
146	128. 障害者への虐待防止のための一時保護施設を寝屋川市内に設置すること。	保健福祉部　障害福祉課	障害者の一時保護施設については、安全確保の観点から、市内のみならず、市外も含めてより多くの場所の確保に努めております。	継続
147	129. 精神障害者の実態把握をすること。地域生活支援センターが安定して運営できるよう助成を拡充すること。	保健福祉部　障害福祉課	精神障害者の実態については、日常業務を通して把握に努めております。 また、地域生活支援センターについては安定して運営できるよう助成しております。	継続
148	130. 「被爆二世」の検診の受診者の増加をはかる手だてを講じること。	保健福祉部　保健福祉総務課	当業務については、事務を所管している大阪府に要望しております。	継続
149	児童・生徒の人間的成長と発達のために豊かな教育を 131. 教育を受ける権利をはじめ、憲法に基づく教育行政をすすめること。また、その立場から、橋下・「維新の会」が大阪府議会で強行した教育関係条例については、教職員・保護者などの合意のない実施は行わないこと。	学校教育部　学務課 教育指導課	現状どおり進めます。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
150	132. 小・中学校の特別教室・図書室・会議室などに冷暖房設備を設置すること。	学校教育部　施設給食課	音楽室については、中学校は平成23年度に設置完了、小学校は平成24年度に設置完了しております。その他の特別教室への設置は考えておりません。	変更
151	133. 人間形成の基礎を培う幼児教育が、国でも重要課題とされている。市立池田幼稚園の廃園のように、保護者や市民の声を聞かずに強行することは二度と許されない。公立幼稚園の今後については、幼児教育と子育て支援の充実の立場で、３歳児からの入園、３０人以下の少人数学級をすすめること。また、教諭の欠員は正規職員で補充すること。	学校教育部　学務課	公立幼稚園では、国の「幼稚園設置基準」及び「市幼稚園設置条例」等に基づき、運営を行っております。 また、教諭の配置については、国の「幼稚園設置基準」に基づき、支障のないよう努めております。	継続
152	134. 学校の自主性を尊重し、入学式、卒業式などで「日の丸」・「君が代」の押しつけはしないこと。また、参加者の内心の自由を保障すること。	学校教育部　教育指導課	「学習指導要領」の趣旨を踏まえ、学校を指導しております。	継続
153	135. 大阪府の「財政構造改革プラン」に反対すること。小中学校に対する府単独加配教員の復活、高校進学希望者の全員入学、高校授業料の完全無償化、定時制を含む高校統廃合と学区再編の改悪等の抜本的見直し、３５人学級の拡充を要望すること。 また、市の少人数指導の支援人材については継続し、各校での活用を尊重すること。	経営企画部　企画政策課 学校教育部　教育総務課 学務課 教育指導課	学級定数については、小学校1、2年生が35人学級となっております。 今後、国・府の学級定数の見直し等の動向を注視します。 なお、少人数指導、習熟度別指導については、配置の趣旨を踏まえ、学校を指導しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
154	136. 学校の教育と教職員集団形成に困難を持ち込んでいる「教職員の評価･育成システム」については、「首席」、「指導教諭」などの配置、差別賃金とともに、見直しをもとめること。	学校教育部　学務課	教職員の評価・育成システムについては、平成16年度より府内一斉に本格実施されております。 また、首席・指導教諭については、平成19年度より府内の市町村立学校において配置されております。	継続
155	137.「子どもの権利条約」を具体化するために、市民的議論をふまえ、「寝屋川市子どもの権利条例」を制定すること。	保健福祉部　こども室 学校教育部　教育指導課	「子どもの権利条例」の制定については考えておりませんが、子どもの人権については、「子どもの権利条約」に基づいた人権教育の推進に努めております。	継続
156	138. 子どもの生命と安全を守るため、警備員の複数配置、中学校への配置、防犯設備の整備を行うとともに、開かれた学校づくりをすすめること。通学路の安全確保のために、必要箇所に信号設置を求めるとともに、交通指導員の増員と適正配置を行うこと。	学校教育部　施設給食課 学務課	学校園においては、平成16年度末に防犯カメラ・電子錠・カメラ付インターフォン等を設置するとともに、小学校に1人ずつ学校安全監視員を配置しております。 信号等の安全設備の整備については、必要に応じ、関係機関へ要望するとともに、交通指導員の適正配置に努めております。	継続
157	139. 「いじめ」「不登校」問題克服のために、「不登校」対応教員の配置の拡充を行うとともに、子どもの人権尊重と事例研修を重視し、教職員が力をあわせて対応できる体制をつくること。	学校教育部　教育指導課	不登校対応専任教員の配置の拡充については、大阪府に要望しております。 また、いじめ・不登校の解消に向け、個々の児童生徒に対する具体的な支援と複数の教職員によるチーム対応等を学校に指導しております。	継続
158	140. 人権問題を差別意識が主要な課題とする「人権教育基本方針」の撤廃を府にもとめること。	学校教育部　教育指導課	「人権教育基本方針」については、大阪府教育委員会が作成したものであり、大阪府の方針にのっとり人権教育を推進しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
159	141. 道徳資料「心のノート」の使用強制を行わないこと。また、市が発行の「市民協働のトレーニングブック」については、主権在民と地方自治をふまえた抜本的な見直しをおこなうとともに、使用を強制しないこと。	経営企画部　企画政策課 学校教育部　教育指導課	現状どおり進めます。	継続
160	142. 普通教育をおこなう義務教育に、教育の機会均等に反する財政上の差別を学校間に持ち込み、教育を歪める学校間競争なるおそれがあるドリームプラン(特色ある学校づくり)は中止し、すべての学校を支援すること。	学校教育部　教育指導課	ドリームプランは学校活性化事業の一つとして行っております。子どもたちにとって行きがいのある学校をつくるためのものであり、今後も推進してまいります。	継続
161	143. 教職員の合意を得ていない学力テストは中止すること。また、実施済みの調査の分析については、教育行政として本来の教育条件整備の課題を明確にすること。	学校教育部　教育研修センター	学習到達度調査については、教育委員会が主体的に「学習指導要領」に基づいた問題作成と結果分析に関わり、教育課題を明らかにし、解決に向け、学校を支援しております。	継続
162	144. 教職員の労働安全衛生委員会を設けること。また、労安法の改正にともなう勤務時間の把握については、労使で具体化をすすめ、面接指導を行う産業医の配置などを行うこと。各校の衛生推進者についても教職員からの公募制を基本に実態をともなった制度に改善すること。	学校教育部　学務課	教職員の労働安全衛生委員会の設置については考えておりません。 長時間労働により疲労の蓄積が認められる教職員等に対しては、医師による面接指導を行っております。 法の規定に基づき衛生推進者を配置しており、その選任については公募制で実施しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
163	145. 各校に、教職員の更衣室・休養室を男女別に設置すること。また、老朽化した職員便所の抜本改修をすすめ、全校に洋式トイレを設置すること。	学校教育部　施設給食課	教職員の更衣室・休養室の男女別設置及び職員便所の改修並びに洋式トイレの設置は考えておりません。	継続
164	146. 必要な学校に、水泳学習や校外行事等の引率などの補助員の配置を行うこと。また、スキー体験学習、林間・臨海学舎、修学旅行などの引率に看護師を配置すること。	学校教育部　教育指導課	補助員及び看護師の配置については、医療的ケアが必要な場合、状況に応じて配置しております。	継続
165	147. 中学校の部活動に対する人的支援とともに、クラブ・部活動活性化事業予算の増額を行うこと。	学校教育部　教育指導課	現状どおり進めます。	継続
166	148. 各校の体育館の舞台装置・設備の改修、充実をすすめ、小・中学校の文化行事について補助を行うこと。	学校教育部　教育総務課 施設給食課 教育指導課	各校の体育館設備充実のため、必要に応じ、修繕等を行っております。 なお、小中学校の文化行事への補助については困難です。	継続
167	149. 支援学級の教室の確保、設備の充実をすすめ、児童・生徒の発達保障のために就学指導委員会を充実すること。また、肢体不自由児が在籍する学校にエレベーターを設置すること。	学校教育部　施設給食課 教育指導課	全小中学校に支援学級が設置されていますが、就学指導委員会については、適切にその業務を行っております。 エレベーターの設置については、財政状況を勘案すると困難です。 なお、肢体不自由児童・生徒が円滑に学校生活を送れるよう、バリアフリー化に努めております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
168	150. 府立寝屋川支援学校をはじめとする北河内の支援学校の過密・過大の解消と施設・設備の充実を引き続き大阪府に求めること。四条畷分校は残すように、府に求めること。	学校教育部　教育指導課	北河内の支援学校の過密・過大の解消については、大阪府に要望しております。	継続
169	151. 当面、小学校３年生、中学校１年生の35人以下学級を実施すること。また、障害児の入級により１クラス定員を超える学級、学級人数が急増の学級については特別対策をとること。	学校教育部　学務課	35人学級実施については、国・府の動向を注視します。学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき実施しております。	継続
170	152. 遅れている寝屋川市の「第２期子どもの読書推進計画」を策定し、各校に専任の学校司書の配置を府に要望するとともに、当面、市独自で専任司書の配置を行い、中央図書館との連携を図ること。国の学校図書標準数を指標の参考にして学校図書費の大幅増額、学校図書室の拡充など、読書推進の整備充実を図ること。	学校教育部　学務課 社会教育部　中央図書館	次期「市子ども読書活動推進計画」については、大阪府の「第2次子ども読書活動推進計画」を受け、現行の計画の成果と課題を踏まえ、関係各課と連携し、策定に向け取り組みます。 司書教諭の配置については、従来より大阪府都市教育長協議会等を通じて大阪府に要望しております。 学校の図書購入費については、増額に努めております。 また、中央図書館は子ども読書活動推進のため、学校園等と連携し、児童用図書の団体貸出しを行っております。	変更
171	153. 就学援助制度の対象の所得基準額を引き上げ、給付額は実態に見合った額に改善すること、とくに卒業アルバム代の支給、スキー体験学習、林間・臨海学舎費などの実費支給をおこなうこと。	学校教育部　教育総務課	就学援助の認定基準額については、他市の状況等も踏まえ、生活保護基準を基に決定しております。 また、支給額については、原則、国の基準に基づいて支給しており、林間・臨海学舎費については、市独自の上積みを行い支給しております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
172	154. 政府が国際人権規約の「高等教育の無償化」条項の留保撤回を閣議決定し、国連に報告したことをふまえ、国に高校・大学・専門学校などの学生への給付制の奨学金制度を求めるとともに、当面、市の高校生奨学金制度を復活すること。	学校教育部　教育総務課	奨学金制度については、平成23年度をもって廃止しており、実施は考えておりません。	変更
173	155. ＰＴＡ寄付金から、教員の研修費、校長会・研究会負担金、設備・備品の購入費修繕費に支出されている、小学校・中学校・幼稚園の学校園管理費、教育振興費などの予算を増額し、保護者負担をなくすこと。	学校教育部　教育総務課 施設給食課 学務課 教育指導課	保護者負担の軽減については、従前より校長会や教頭会などを通じて、機会あるごとに指導を行っております。 また、管理運営経費などについても予算の確保に努めるなど、保護者負担の軽減に努めております。	継続
174	156. 要望のある学校園のプールやグランドの全面改修をすすめること。特にプールについては年間複数校とする年次計画を策定すること。また、小プールを全小学校に設置すること。	学校教育部　施設給食課	プールやグランドについては、毎年限られた予算の中で、優先度の高いものから計画的に改修工事を実施しておりますが、小プールの設置については考えておりません。	継続
175	157. 全校の耐震化を早期に完了するとともに、老朽化した学校の大規模改修をおこなうこと。あわせて、開閉する窓のアルミサッシ化をはじめ、中小規模の改修計画をすすめること。天窓等については、事故防止の万全の対策をとること。また、工事にあたっては、児童生徒への学習環境を考慮し、長期休業期間を工事の中心にするよう、時期を設定すること。	学校教育部　施設給食課	学校施設の耐震化については、平成25年度完了を目指して、計画的に実施しております。 また、大規模改造事業については、必要な老朽化対策事業を実施しております。 工事に当たっては、夏季休業期間を有効に使っております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
176	158. 全校に児童・生徒の男女別更衣室を設置すること。また、教職員用と児童・生徒用の温水シャワー室を設置すること。	学校教育部　学務課	男女別更衣室及びシャワー室の設置については、考えておりません。	継続
177	159. 悪臭と老朽化のトイレの抜本改修を急ぐとともに、各校各階に洋式トイレを設置すること。	学校教育部　施設給食課	洋式トイレの設置などのトイレの抜本改修は、平成17年度に全校完了しました。 なお、各校各階への設置は考えておりません。	継続
178	160. 机、椅子は、子どもの体形にあった大きさのものを使用できるように予算を組むこと。	学校教育部　教育総務課	机・椅子については、子どもの体格の変化に対応できるよう上下動が可能なものを順次配置しております。	継続
179	161. 給食調理の民間業務委託は教育の直接責任を果たすことにならず、見直すこと。教育の一環として食育を推進するとともに、アレルギー代替食や安全でおいしい学校給食を保障するため、栄養職員の全校配置と給食調理員の増員をはかり、自校直営方式を堅持すること。また、給食調理室のスポットクーラーの全校設置を進めること。	学校教育部　施設給食課	給食調理の民間業務委託については、引き続き実施します。 栄養教諭の全校配置及び給食調理員の増員については、困難です。 給食調理室の空調については、財政状況等を踏まえ、設置を進めております。	継続
180	162. 米飯給食を基本とした給食へ、米飯の回数を増やすこと。また、学校給食の食材に地元農産物をとりいれ、安全な給食へ地産地消をすすめること。	学校教育部　施設給食課	週3回の米飯給食を実施するとともに、地元産の米や野菜などの農作物を食材に取り入れた地産地消の取組を進め、安全な学校給食を実施しております。	継続
181	163. 学校給食の食器の改善を促進すること。	学校教育部　施設給食課	学校給食の食器については、平成19・20年度に、現在の強化磁器食器に改善しました。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
182	164. 中学校給食実施にあたっては、栄養教諭の配置をおこない、教育の一環として食育を推進するとともに、給食費を生活保護や就学援助の扶助対象とすること。	学校教育部　教育総務課 施設給食課	教育の一環として食育の推進を行っております。給食費の就学援助については、対象としております。	変更
183	165. 学校納入金滞納状況を調査し、必要な対策と予算措置を行うこと。	学校教育部　施設給食課	給食費の滞納状況については把握しておりますが、それに対する予算措置は考えておりません。	継続
184	166. 養護教諭の複数配置をめざすこと。また、児童・生徒の救急医療の受け入れ体制について、市として医療機関の協力を図ること。	学校教育部　学務課	養護教諭の複数配置については、現在も大規模校には複数配置されており、国・府の基準の見直しについて要望しております。 また、救急医療の受入体制については、大阪府ホームページの大阪救急ナビで詳しく紹介されております。	継続
185	167. 学童保育（留守家庭児童会）について、国の補助対象とならない７１名以上の大規模解消をすすめ、希望するすべての児童が入会できるよう、４０人を超える場合は、複数学級制とすること。とくに、障害児の受け入れについては、特別の配慮をすること。また、事業の目的と性格を異にする全児童対策の「放課後こども教室」との一体化はおこなわないこと。	社会教育部　社会教育課	留守家庭児童会における大規模児童会の解消や適正規模の確保については、学校と連携を図りながら努めております。 障害のある児童の受入れについては、施設面や指導体制等を踏まえ、定員の範囲内で行っております。 また、放課後こども教室との一体化については、今後、国・他市等の動向を注視します。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
186	168. 学童保育（留守家庭児童会）の施設基準を策定し条件整備をすすめること。その際、系統的継続的な教育的事業であることをふまえ、指導員の抜本的な待遇改善を進めること。また、国が示す２５０日以上の開所を確保するためにも、市の責任で土曜開所を実施すること。それまでの間、保護者が自主開所している児童会に対する補助金を復活すること。また、保育時間を午後７時まで延長すること。	社会教育部　社会教育課	学童保育の施設等の条件整備については、指導員から直接聴き取るなど、留守家庭児童会の現状を把握し、必要に応じ施設整備に努めております。指導員の待遇については、関係課と協議し他市との均衡を図る中で対応しております。 土曜開所については、学校週5日制の趣旨や事業目的から考えておりません。 また、保護者が自主的に実施されている土曜開所のための補助金及び留守家庭児童会の保育時間の延長についても考えておりません。	継続
187	169. 図書館の業務委託計画をやめ、将来計画として、児童用の施設の新設増設、利便性の高い場所での図書館設置をはじめとする全市的な図書館構想を検討すること。 来年度開館予定の寝屋川市駅前の図書館については、市職員司書を配置し、関係団体や市民の意見を反映すること。東図書館の子ども図書室については、利用者の貸し出しの利便性を図り、子ども図書と子育て支援の図書の充実をすすめること。 また、図書館の図書購入費（視聴覚を含む）と資料費の増額、専門職員の新規採用と適正配置を行うこと。 以上のためにも、図書館協議会を復活すること。	社会教育部　中央図書館	全市的な図書館構想については、現時点では考えておりません。市立寝屋川市駅前図書館については、市民ニーズを把握するとともに窓口業務委託による効率的な運営を図ります。 東図書館子ども図書室については、効率的かつ効果的な運営に努め、児童書についても図書購入全体の中で一定の割合を確保しております。 図書購入費については、新たに寝屋川市駅前図書館を加えた図書館体制の下、資料の充実に努めます。専門職員の配置については、職員適正化計画に基づき適切に対応しております。 なお、図書館協議会の復活については、考えておりません。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
188	170. 教科書選定委員会の構成を従前にもどし、一般教職員の代表を含めること。また、教科書の選定にあたっては、教育に直接責任を負う教員の意見が尊重される制度にすること。	学校教育部　教育指導課	教科書選定については、十分に教員の意見が尊重されております。	継続
189	171. 障害児については、一人ひとりの障害や成長にあった教科書が使用できるように予算をくむこと。	学校教育部　学務課 教育指導課	各学校からの採択要望を基に、教育委員会で採択し、教科用図書として無償で配布されます。	継続
190	172. 小学校低学年からの英語教育を「国際コミュニケーション科」としているが、研究開発であり、子ども・教職員や保護者からの意見聴取をふまえて、検証を行うとともに、合意を基本にすること。	学校教育部　教育指導課	国際コミュニケーション科は、文部科学省が、教育課程特例校として指定しているものです。	継続
191	173. 教育活動ではない英語検定については、補助金を見直すとともに、授業時間中の実施についても見直すこと。また、英検３級の受検率を、学校教育の施策指標にすることはやめること。	学校教育部　教育指導課	英語検定については、コミュニケーション力の育成を目指した英語教育を推進するための指標として取り組むもので、補助金の見直しは考えておりません。 実施時間帯については、適切に指導しております。 また、英検3級の受検率については、今後も英語教育の指標の一つとして掲げていきます。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
192	174. クリーンセンターや廃プラ処理施設、第二京阪道路などに近く、公害の影響のおそれがある学校園、すでに道路公害などの影響が顕著な学校園については、実態調査をおこない、万全の環境対策とともに、子どもと教職員・市民の健康を守る対策をとること。	環境部　環境政策課 学校教育部　学務課	学校園については、「学校保健安全法」に基づく健康診断等を行っております。	継続
193	175. 第二京阪道路と沿道の建設事業に伴い、発掘収集された文化財は、府文化財センターから譲り受け、市で保管し、市民への公開をすすめること。また、高宮廃寺をはじめとする市内の文化財の調査・活用をすすめるため、専門職の学芸員を増員すること。	社会教育部　文化スポーツ振興課	第二京阪道路関連遺跡出土遺物については、市で保管する予定はありません。 また、文化財の専門職の採用については、「市第4期定員適正化計画」に基づき、対応しております。	継続
194	176. アルカスホール(地域交流センター)の運営、活用について、市として市民からの意見・要望を反映する制度をつくること。	社会教育部　文化スポーツ振興課	アルカスホールの運営・活用については、指定管理者においてアンケートボックスの設置や事業後のアンケートの実施により、意見の集約を図っております。	継続